

# 鹿児島県立試験研究機関の受託研究に関する指針

## （趣 旨）

第1 この指針は、県の試験研究機関が県以外のものから委託を受けて行う研究に関し必要な事項を定めるものとする。

## （受託研究の実施の要件）

第2 県の試験研究機関（別表に掲げるものをいう。以下「研究機関」という。）が県以外のものから委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）は、次の要件を満たす場合に行うことができる。

- (1) 当該研究が、県が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を受託研究として行うことにより効率的に実施でき、かつ、優れた成果が期待されること。
- (3) 委託を希望する相手方（以下「委託者」という。）が、当該研究を行うために必要な財務能力を有すると認められること。

## （受託研究契約の締結）

第3 受託研究を実施しようとするときは、受託者と当該受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結しなければならない。

## （受託研究契約書）

第4 前項の定めにより受託研究契約を締結しようとするときは、次の事項を記載した受託研究契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 受託研究の課題
- (2) 受託研究の内容
- (3) 受託研究により期待される成果
- (4) 受託研究の実施期間
- (5) 受託研究に必要な経費
- (6) 第6項から第8項までにに関する事項
- (7) その他受託研究を行うために必要な事項

## （経 費）

第5 受託研究契約を締結したときは、委託者に契約書に定める経費の概算額を別に定める日までに納付させるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、分納させることができるものとする。

## （研究成果の公表等）

第6 受託研究を終了したときは、その研究成果を公表するものとする。ただし、受託者が業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申し入れたときは、期間を限ってその全部又は一部を公表しないものとする。

## （特許を受ける権利等）

第7 研究機関において受託研究の業務を担当する研究員が、当該受託研究の業務についての発明を行ったときは、特許を受ける権利は当該研究員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に基づく特許権については、県が承継するものとする。

## （特許権等の実施の許諾）

第8 県が承継した当該権利又は当該権利に基づく特許権については、契約書で定めるところにより一定期間内は、委託者又はその指定するものに限り使用を許諾するものとする。

(意匠等の取扱い)

第9 第7項の定めは、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに登録品種及び品種登録を受ける権利について準用する。

附 則

- 1 この指針は、平成元年4月1日から実施する。
- 2 この指針実施の日において、現に受託研究に着手しているものについては、この指針を適用しない。

別 表

県の試験研究機関

衛生研究所

環境センター(川内環境監視センター)

工業技術センター

大島紬技術指導センター

農業試験場(大隅支場,熊毛支場,大島支場,徳之島支場)

農産物加工指導センター

蚕業試験場

茶業試験場(大島支場)

果樹試験場(南薩支場,北薩支場,大隅支場)

畜産試験場

養鶏試験場

林業試験場

水産試験場(栽培漁業センター,指宿内水面分場)